

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

フォークリフトの接触事故を防ごう

事例 — 千代田運輸 / 横浜低温流通

解説 — 陸災防 安全管理士 中尾 陽

荷役技能検定がスタート — 陸災防

特集Ⅱ

侮るなかれ！ 台車作業 11 のリスク

その① — 災害分析編 —

日本自動車工業会 林 泰博

別冊付録

産業用ロボット Q&A

白崎 淳一郎

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2251

2016

2 / 1



出張中に土産物を買おうとして店内で転倒

社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 小泉事務所
東京会

所長 小泉 正典

第212回

■ 災害のあらまし ■

都内の食品会社に勤務するAが物産展出展のために地方に出張した際、現地で転倒して頭・腰を強く打ち入院することとなった。このときAは出張最終日で、家族に頼まれた土産物を買うため離れた場所にある地元の有名な菓子店に出向き、その店内で雨で濡れていた床に足を滑らせて転倒し、負傷したものであった。

■ 判断 ■

会社の業務命令による出張中の社員の行為は、出張業務の成否、遂行方法について包括的に事業主が責任を負っているといえ、よほどの事情がない限り、一般に事業主の支配下にあるため、業務遂行性が認められ、社員の個別行為についても出張に当然または通常伴う行為であれば業務起因性が認められる。しかし、今回のケースは「家族に頼まれた土産物」さらに「地元でのみ購入できる菓子の購入」途中の被災のため、私的行為とされ、**業務外**と判断された。

■ 解説 ■

労働災害保険制度における保険給付の対象になる「業務災害」とは「労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡」である。「業務上」であるかの判断は災害が業務に起因するものでなければならず（業務起因性）、そのためには、災害が業務の遂行中に発生すること、つまり、労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）が必要とされている。

「業務遂行性」が認められるケースとしては、①事業主の支配下にあり、かつその管理下にあつて業務に従事している際に

災害が生じた場合（通常の業務中の負傷など）、②事業主の支配下にあるが業務に従事していないときに災害が生じた場合（昼食休憩時に事業所の設備により負傷した場合など）、③事業主の支配下にあるが、その管理を離れて、業務に従事している際に災害が生じた場合がある。出張や社用での外出がこれに当たる。

出張中は通常業務中とは異なり、出張業務の成否、業務遂行方法について包括的に事業主が責任を負っており、出張過程の全般について事業主の支配下にあるというべきで、仕事の場所が事業所でないだけで、一般的に業務に従事していることからその過程全般に業務遂行性を認めるのが相当とされる。

もちろん、出張の全過程が事業主の支配下にあるからといって、私的行為を含めたすべての行為にまで業務遂行性が認められるわけではないが、出張中の個々の行為についていちいち事業主の拘束を受けず、出張者の任意に委ねられている部分が大半であるという事情から、出張の性質上ある程度私的行為が介在することを許容していると理解すべきである。

出張中の個々の行為については、積極的な私用・私的行為（出張先以外で催し物を見物中負傷したなど）、恣意的行為、あるいは業務逸脱行為（泥酔の上、騒いで転倒した場合など）による場合を除き、多少の私的行為は出張に当然または通常伴う行為とみて、業務遂行性が認められる。具体的には、出張途上であって、「通常のまたは合理的な順路及び方法」によっている限り私的行為であっても業務遂行性があるといえる。もしAが帰りの駅構内などで土産物を物色していた場合には通常の買い物と変



わらず、出張に当然または通常伴う行為とされ、業務上との判断になり得た可能性がある。ところが、Aは地元にはかない店にわざわざ行ってまで土産物を購入していた途中での被災だったため、積極的な私的行為また順路の逸脱のため業務外とされた。

もちろん業務遂行性が認められる場合でも、「業務起因性」が否定されれば、業務上の災害とはならない。①の場合（通常の業務中）でも、自然災害や喧嘩闘争などの被災者の私的な逸脱行為などによる場合には、業務起因性は否定され、②の場合（事業所設備内での被災）でも、事業場施設・設備を原因としないものやその管理の不備・欠陥によるものでない場合には、これも業務起因性が否定される。

③の場合（出張）でも、積極的な私用・私的行為、恣意的行為、業務逸脱行為による場合には業務起因性は否定されるため（今回のケース）、業務外となる。ただし、この場合でも土産物購入後、通常の合理的な順路に復帰した後の被災は、業務遂行性も回復したとみなされ、業務上判断されることが考えられる。

このため、どのような状況での被災だったのか、しっかりと確認する必要がある。